

議案第67号

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月5日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）</u>を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）以外の非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、<u>2歳に達する日</u>）までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）以外の非常勤職員</p>

2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員としない。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳半到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳半到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例

2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期日の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、任期が更新され、又は任期が満了した後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員としない。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳半到達日の翌日（当該子の1歳半到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 略

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 略

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5) 略

(6) 略

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、任期が更新され、又は任期が満了した後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第3条第4号の計画を提出した職員に対する同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の5の改正規定を削る。

附則のただし書を削る。